

○キャスパ地下駐車場条例施行規則

平成25年6月24日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、キャスパ地下駐車場条例(平成25年姫路市条例第33号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車することができる自動車の大きさ)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める大きさは、長さ5.0メートル以下、幅2.5メートル以下、高さ2.1メートル未満(付属取付け物を含む。)とする。

(駐車券)

第3条 条例第5条第1項に規定する駐車券(以下「駐車券」という。)は、自動車をキャスパ地下駐車場(以下「駐車場」という。)に入場させた日時を証する証票をいう。

2 利用者(前項の駐車券の交付を受けた者をいう。以下この条において同じ。)は、自動車を出場させる際に、駐車料金の納付と併せて当該自動車の利用に係る駐車券を提出するものとする。

3 市長は、利用者が駐車券を亡失し、又は破損した場合において、当該利用者が駐車券紛失届に必要な事項を記入して市長に提出したときは、駐車券を再交付することができる。

(駐車期間を超えた自動車に対する措置)

第4条 市長は、条例第6条本文に規定する日数を超えて駐車している自動車があるときは、当該自動車の利用者(利用者が明らかでないときは当該自動車の所有者)に対し、期限を指定して当該自動車の引取りを請求することができる。

2 市長は、前項の規定により自動車の引取りを請求した場合において、同項の規定により指定した期限を経過してもなお引取りがなく、かつ、当該自動車の駐車が他の自動車の駐車を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、駐車場の管理上必要な範囲において、当該自動車を移動することができる。

3 前項の場合において、市長は、あらかじめ当該自動車を保管する場所その他必要な事項を当該自動車の利用者又は所有者に通知するとともに、これらの事項を駐車場内に掲示するものとする。

(駐車券の交付を受けないで駐車場に自動車を入場させた者から徴収する駐車料金)

第5条 条例第7条第3項の規定により納付する駐車料金は、入場時刻の確認ができると

きは、当該入場時刻から出場時刻までに係る同条第2項の規定により算定した額とし、入場時刻の確認ができないときは、当該自動車を駐車場に入場させたと市長が認める日の午前7時（条例第4条第2項の規定により入出場時間が変更されたときは、変更後の供用開始時刻）に入場したものとみなして、当該時刻から出場時刻までに係る条例第7条第2項の規定により算定した額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（前払式駐車券）

第6条 条例第9条第1項に規定する前払式駐車券の券面額、割引額及び発行単位は、別表のとおりとする。

（駐車料金の還付）

第7条 条例第10条ただし書の規定により駐車料金の還付を受けようとする者は、駐車料金還付申請書を市長に提出するものとする。

（駐車料金の減免）

第8条 条例第11条の規定により駐車料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者が利用する場合 駐車料金の5割に相当する額
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者が利用する場合 駐車料金の5割に相当する額
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者が利用する場合 駐車料金の5割に相当する額
- (4) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

2 駐車料金の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号から第3号までに掲げる場合において、これらの規定に規定する手帳を提示したときは、この限りでない。

（駐車料金の不徴収）

第9条 条例第12条第3号の規則で定める自動車は、次に掲げるものとする。

- (1) 駐車場の管理業務のため使用する自動車

- (2) 駐車場付近における災害救助活動その他緊急を要する作業のため使用する自動車
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が駐車料金を徴収しないことが適当であると認めた自動車
- (損傷等の届出)

第10条 利用者は、駐車場の施設その他附属設備若しくは他の自動車を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

(事故に対する措置)

第11条 市長は、駐車場において事故が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、自動車の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(読替え)

第12条 駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合において、第3条から第5条まで、第7条、第8条第2項、第10条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の申請)

第13条 条例第19条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書により行わなければならない。

2 条例第19条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 管理業務の計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者との協定の締結)

第14条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 指定管理者が行う管理業務の範囲
- (2) 指定管理者が行う管理業務の実施に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項

(事業報告書)

第15条 条例第23条の規定による事業報告書は、毎年度終了後45日以内に以下の事

項を記載して提出するものとする。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 駐車場の利用状況

(3) 管理経費等の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第2項の規定による準備行為を行うために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

附 則（平成29年3月28日規則第24号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第17号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第18号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

券面額	割引額	発行単位
400円	1枚につき40円	100枚
	1枚につき80円	500枚
	1枚につき120円	1,000枚